

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

【別紙2】

番号	アンケートの内容	権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)	
		思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害		
	あなたの氏名をご記入ください。 あなたの職員番号をご記入ください。 あなたが所属する部署をお答えください。 あなたの職種をお答えください。 あなたの職員区分をお答えください。	原告	<p>・6以下の質問項目は、職務命令をもって問うこと自体が各権利を侵害しているが、個人の特定とその記入の強制(以下の質問との一体化)は、権利侵害性を強める。</p> <p>・白紙の回答をふざけた回答と同視することは、被告が沈黙の自由を想起する意識の欠如を示すものである。</p>	<p>・6以下の質問項目は、職務命令をもって問うこと自体が各権利を侵害しているが、個人の特定とその記入の強制(以下の質問との一体化)は、権利侵害性を強める。</p>	<p>・6以下の質問項目は、職務命令をもって問うこと自体が各権利を侵害しているが、個人の特定とその記入の強制(以下の質問との一体化)は、権利侵害性を強める。</p>	<p>・6以下の質問項目は、職務命令をもって問うこと自体が各権利を侵害しているが、個人の特定とその記入の強制(以下の質問との一体化)は、権利侵害性を強める。</p> <p>・Q1～5は個人識別情報でプライバシー外延情報に当たるが、政治活動、選挙活動への関わり等の情報や労働組合活動への関わり等のセンシティブ情報と結びつけられて収集・保有され、索引情報として機能することでプライバシー権の侵害となる。</p>	<p>・6以下の質問項目は、職務命令をもって問うこと自体が各権利を侵害しているが、個人の特定とその記入の強制(以下の質問との一体化)は、権利侵害性を強める。</p>	<p>・被告のいう健全な労務関係の確立の目的、虐げられている職員を救う目的などと本件調査との関連性は見いだせず、仮にこれらの目的で調査するとしても本項目を全職員に記入させ、回収の有無を確認する必要はない。</p> <p>・被告は当局者は回答内容を確認しないとすると、回答者個人を特定し、処分の威嚇のもと回答を強制すること、白紙回答者やふざけた回答者を問責するとしていることと矛盾する。</p> <p>・被告は、回収率を上げるには記名式である必要があったとすると、無記名式でも回収方法の工夫によって回収率を上げることは可能である。</p> <p>・被告は、責任ある回答のために記名式である必要があったとするが、記名式の方がかえって後日の面倒を考えて思い切った記述を躊躇してしまう可能性もある責任ある回答が確保できるものでもない。</p>
1～5		被告	<p>本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではなく、被告の職員にとっての使用者でもないから、本件アンケートにより対象者の憲法上の権利が直接侵害されることはない。また、本件アンケートは、高度の必要性に基づき行われ、かつ個別のアンケート項目の内容も相当な範囲で作成されているから、違法ないし不当なものではなく、記名式としたこと及び職種、職務区分を特定したことをもって、権利侵害が発生するものではない。</p> <p>なお、原告らはP3市長による業務命令(甲1-2)との関係を強調するが、当該業務命令に「皆さんが記載した内容は、P4特別顧問が個別に指名した特別チーム(市役所外から起用したメンバーのみ)だけが見ます。上司、人事当局その他の市役所職員の目に触れることは決してありません。」と明記されているとおり、本件アンケートが被告から完全に独立した第三者調査チームのみが見ることを予定されていたものであることは明白かつ容易に理解可能であり、本件アンケートへの回答に基づく懲戒処分等が行われることは基本的に予定されていなかった(仮に処分が行われるとしても、アンケートを物理的に妨害するなど外形的な行為から処分が相当と思われるような極めて例外的な場合に限られていた)から、この点においても権利侵害が生じる余地はない。なお、本件アンケートについて、第三者調査チーム以外にアンケートの回答内容を見ないと約束されており、機密性を侵してまで、処分の有無の確認のためにP3市長にアンケートを開示することは予定されていなかった。</p>				<p>日弁連ガイドラインの解説に記載されているとおり、記名式とすることにより、回収が確認でき、かつ責任ある回答が得られる。また、職種や職務区分によるアンケート結果の分類を可能とすることにより、本件アンケートに係る分析の精度が向上する。なお、被告が調査を実施していたのであれば、職種や職務区分は尋ねる必要のない事項であるが、第三者調査チームにとっては、氏名だけでは職種や職務区分を特定できないため、尋ねている。逆に言えば、この質問事項の存在は、アンケートの実施主体が被告ではなく第三者調査チームであることを表している。</p> <p>Q1～3は、回答者の氏名、職員番号及び所属部署を確認するための質問である。</p> <p>匿名でないことが問題にされているようだが、第三者調査チームとしてこの質問を行ったのは、記名式とすることにより、回答者からの確実な回収が確認でき、かつ、責任ある回答が得られるといったメリットが得られるためであった。また、同様の問題提起が複数なされた場合、それが同じ部署で生じているのか、それとも、多様な部署で生じているのかを知ることは、問題点を分析するうえで重要だと考えた。さらに、アンケートの結果、詳しいヒアリングが必要になった場合に、連絡が取れるようにしておくことも必要だと考えた。</p> <p>Q4は、回答者の職種を確認するための質問、Q5は、回答者の職員区分を確認するための質問である。</p> <p>第三者調査チームとしてこの質問を行ったのは、各回答結果について、職種や職員区分による分類を可能とすることにより、分析の精度を高めるためであった。</p> <p>例えば、ある質問項目に対する回答結果について、ある特定の職種において偏りが生じている場合、それが職種の性質に応じた当然の傾向である場合もあれば、そうではなく、何らかの問題点によるものである場合もある。その理由を分析することにより、何らかの問題点が発見でき、それを端緒として更なる調査に繋がる可能性があった。このように、統計をとったり、単なる傾向分析をしていたりするためにこれらの項目を作ったのではなく、あくまで次の調査の手がかりを探そうとしていた。</p>	

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

番号	アンケートの内容	権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)	
		思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害		
	<p>あなたは、これまで大阪市役所の組合が行う労働条件に関する組合活動に参加したことがありますか(現在組合に加入していない方も過去の経験でお答えください)。</p> <p>(注)「誘った人」の氏名は、回答しただけでも構いません。末尾に記載した通報窓口は無記名で情報提供していただくことも可能です。</p> <p>□1. 誘われていないが、自分の意思で参加した。</p> <p>□2. 誘われたので参加した。</p> <p>→[活動内容:]</p> <p>→[誘った人:]</p> <p>→[誘われた場所(例:執務室):]</p> <p>→[誘われた時間帯(例:昼休み):]</p> <p>□3. 参加していないが、誘われたことはある。</p> <p>→[誘われた活動の内容:]</p> <p>→[誘った人:]</p> <p>→[誘われた場所:]</p> <p>→[誘われた時間帯:]</p> <p>□4. 参加したことも、誘われたこともない。</p> <p>□5. 組合に加入したことはない</p>	原告	<p>・職員労働条件に関する組合活動への参加の有無・参加の経緯等についての質問により、労働組合の存在意義、活動内容についての原告の思想を推知させる。労働組合活動の具体的な内容は、各自が経験や学習を通じて形成していたものの見方、世界観、社会への関わり方、働き方に関する人格的な核心に関わり、それらの告白を強要するのは、沈黙の自由(憲法19条)に反する。</p> <p>・同質問は、事実に関する質問であっても、思想・信条とのつながりを持つ。</p> <p>・クロス集計することで、特定の思想・信条を推知することが可能。</p> <p>・「一定の情報を個人が現に保有していることを前提に、それを表出・提供することを拒否する自由」すなわち、消極的表現の自由(憲法21条)侵害である。</p> <p>・一部分において任意回答で良いとされているも、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたため、任意性は認められない。</p>	<p>・本質問は、直接には組合活動参加の有無・参加の経緯等を質問しているが、組合活動には、当然に政治活動も含まれるので、組合参加の有無・態様の告白を強制されることは、政治活動の自由を侵害する。</p> <p>・質問項目7、9の回答をクロス集計すればどのような政治的思想を持つかも明らかにされてしまい、この点でも政治活動の自由を侵害する。</p> <p>・一部分において任意回答で良いとされているも、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたため、任意性は認められない。</p>	<p>・組合活動の参加の有無・参加の経緯等の回答を強制することは、労働組合に加入し活動する自由侵害、他者を誘い拡大する団結権侵害等、使用者の組合結成・活動に対する干渉となる。使用者が組合所属の有無を質問することは、判例上労働基準法(以下「労基法」という。)36条締結資格調査のため等合理的理由がある場合に限られる。</p> <p>・組合への加入者の氏名を回答することは、団結権に関わり、任意回答とされているも、通報窓口への情報提供(＝密告)を奨励されており、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたため、任意性は認められない。</p>	<p>・組合活動参加の有無、具体的な活動内容、いつ、だれから誘われたかの情報は、労働組合のあり方についての個人の意見という人格の核心と深く結びつき、個人が自律的に形成する領域に属するセンシティブ情報である。</p> <p>・組合への勧誘者の氏名が任意回答だとしても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたため、任意性は認められない。</p>	<p>・組合活動について自分に働きかけた人物の名前を固有名詞で回答・報告を求められたことで、内心の葛藤を被り、他者との自由な交流(人間関係の形成)が阻害された。任意回答であっても、通報窓口への情報提供(＝密告)が奨励され、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたため、任意性は認められない。</p> <p>・回答者が他者Aの名前を挙げた場合に、Aの思想等が判明するだけでなく、その他Q11～22回答をクロス集計することで、回答者がAに不利益が生じてやむを得ない、Aに反感を持っている等が推知できる。回答者が、濃厚な人間関係を有する他者Aの名前を挙げなかった場合に、回答者とAの周辺人物の回答を精査することで、回答者のAとの共感をおよそ推測することができる。さらに周辺のBについて、Bの周辺のCについて…と運動してクロス集計することで、大阪市が、職員の入庁以後現在までのほぼすべての人間関係を把握する資料を入手する。</p> <p>・職員は、他者が自分のことを通知したかもしれない、通知しなかったことで苦しんだかもしれない、さらに懲戒処分を受けるかもしれない等の思いにとらわれ、素直なコミュニケーションを図り自由な人間関係を形成することが困難になった。</p>	<p>・被告は、実質的ヤミ専従・勤務時間内組合活動・ヤミ便宜供与の調査の端緒の目的とするが、関連性が明らかでなく、必要性もない。また、これらの問題は、職務専念義務の問題として個別に対応すれば足り、既に判明したものは懲戒処分され、処分が公表されて再発防止の効果は充分にあった。内部告発者を特定して事実確認する個別的处理が可能であった。ヤミ便宜供与は供与した市当局担当者を精査すべきである。本件アンケートを凍結・廃棄しても、調査結果の「中間報告」「最終報告」で分析結果を出せているので、本件アンケートの必要性はなかった。</p> <p>・被告は、職場環境の問題性を調査する目的があったとするが、関連性がなく、逆に、労働条件に不満を抱いているか否かをあぶり出すものとなっている。</p> <p>・勤務時間外の組合活動(昼休みの勧誘等)も含めて回答を強制しており、被告の主張を前提としても相当性を欠く。</p>
6		被告	<p>本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らの思想信条の自由が直接侵害されることはない。</p> <p>また、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることがないよう、回答者自身が組合活動を行った場所や時間帯は質問の対象としていない。回答を求めている内容についても、誘った人の氏名については、任意に回答すれば足りるものとしている。</p> <p>さらにいえば、組合活動への関与の仕方は人それぞれであり、組合活動への参加の有無を含め、この質問内容から即座に回答者の思想良心が推知されるものではない。</p> <p>したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの思想良心の自由を侵害するものではない。</p> <p>選択肢として、単に労働条件に関する組合活動に参加したか否かを確認するだけでなく、参加のきっかけ(自分の意思か、それとも誰かに誘われたのか)を確認することとしたのは、以下の理由による。</p> <p>組合活動へ参加している者の中にも、誘われなくても積極的に参加している者と、そうでない者(例えば、本人には元々参加する意図はなかったが、周囲から誘われて参加している者)がいるところ、積極的に参加している者が多いほど労働条件に不満を抱いている者が多い(すなわち、職場環境に問題がある可能性が高い)と考えられるためであった。すなわち、誘われている、ということは本人には組合に参加しないといけないという問題意識がない中で活動に至っているということであるし、自ら組合活動にアプローチしたのであれば深刻な問題があることを示すように思われる。このように組合への関わり方は人それぞれであり、そのタイプによって考えも違うが網羅的に確認をすると、そこに何らかの傾向が読み取れる可能性があり、それが職場環境の実態を把握することにつながる可能性があると考えた。</p>	<p>本問は直接政治活動の自由を侵害するものではない。</p>	<p>本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではなく、被告の職員にとつての使用者でもないから、本件アンケートにより原告らの労働基本権が直接侵害されることはない。</p> <p>また、右記のとおり、違法行為等があったことは本件アンケートに先立ち既に公に明らかとなっているから、本問により「回答者が組合が違法行為をしているかと思いつく」といった評価は誤りである。</p> <p>さらに、誘った人の氏名は任意回答としており、密告を勧めているという評価も誤りである。</p> <p>加えて、質問自体は、違法行為等の調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることがないよう、回答者自身が組合活動を行った場所や時間帯は質問の対象としていない。</p> <p>したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの労働基本権を侵害するものではない。</p> <p>誘われた活動内容、場所及び時間帯を確認しているのは、組合活動への勧誘の中にも問題のあるものとそうでないものがあるところ、これらの事項を確認しなければ、問題のない活動とそうでない活動との区別がつかないおそれがあったためであった。また、当時、労働組合には相談用の部屋が特別に提供されているとの情報があったり、さらに事前の内部告発で、実際に休み時間内に行っている組合活動をそのまま休み時間終了後も続けて行っており、管理者も放置していたようなケースや、勤務時間外に組合活動への参加を呼びかけているケースがあると聞いていたため、具体的なイメージを掴む必要があったことも理由のひとつである。なお、「誘った人」を聞いたのは、幹部職員の関与の有無を確認すべきと考えていたこともあったからである。P4氏にとっては、労働組合の活動が活発であろうと活発でなかつても、何の利害関係もないので、組合活動を委縮させるインセンティブは全くなく、したがって、アンケートを通じて組合活動を潰そうとする意図は、当然のことながら全くなかった。</p>	<p>本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らのプライバシー権が直接侵害されることはない。</p> <p>また、本問は、違法行為等の調査の一環として組合活動への参加の有無等を確認しているのであり、職務と関係のない私的な事項とはいえない。</p> <p>さらに、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることがないよう、回答者自身が組合活動を行った場所や時間帯は質問の対象としていない。回答を求めている内容についても、誘った人の氏名については、任意に回答すれば足りるものとしている。</p> <p>いままでもなく、私的な組合活動であっても、それが実質的ヤミ専従や勤務時間内組合活動といった形態で行われている場合には、職務との関係で違法でないし不適切な行為となる(私的事項とは言えない)可能性があるから、組合活動であることのみをもって全てが私的事項であるかのような主張には理由がない。</p> <p>したがって、本問は、いずれにせよ、原告らのプライバシー権を侵害するものではない。</p>	<p>本問は直接人格権を侵害するものではない。</p> <p>本問は「労働条件に関する組合活動への参加の有無等」を対象としている。</p> <p>その必要性は、本件アンケートに先立ち、①市議会交通水道委員会等における指摘により実質的ヤミ専従行為や勤務時間内組合活動等の存在が判明していたこと、②平成18年に実施されたアンケート(乙3の資料2・3)や大阪市役所目安箱への投書(乙8)を含む事前の内部告発により勤務時間内組合活動(勤務時間内における組合活動への参加の呼びかけ)やヤミ便宜供与(組合に対し、特段の理由なく相談用の部屋が提供されており、勤務時間内に当該部屋において何らかの相談が行われていること)等の存在が判明していたことなどから、これら又はこれらに関する調査の端緒となる事象の有無を確認する必要があった。</p> <p>なお、上記①に関しては、P23委員長が該当する職員の職務専念義務違反を認め、執行委員の役職を解く考えを明らかにした上(乙22)、被告においても懲戒処分が下されている(乙10)。また、上記②に関しても、第三者調査チームによる中間報告(乙2)及び最終報告(乙3)において、多数の該当事実の存在が確認されている。</p> <p>以上のとおり、この質問内容自体は、実質的ヤミ専従行為、勤務時間内組合活動及びヤミ便宜供与等の存在及び調査の必要性を前提に、回答を求めている内容についても、誘った人の氏名については、任意に回答すれば足りるものとしている。</p>	

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

番号	アンケートの内容	権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)				
		思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害					
	あなたは、この2年間、特定の政治家を応援する活動(求めに応じて、知り合いの住所等を知らせたり、街頭演説を聴いたりする活動も含む)に参加したことがありますか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。 (注)「誘った人」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口は無記名で情報提供していただくことも可能です。 □1. 誘われていないが、自分の意思で参加した。 □2. 組合(組合の役職者など構成員を含む)から誘われたので参加した。 →[活動内容:] →[誘った人:] →[誘われた場所(例:執務室):] →[誘われた時間帯(例:昼休み):] □3. 組合以外の者(職場の上司など)から誘われたので参加した。 →[活動内容:] →[誘った人:] →[誘われた場所:] →[誘われた時間帯:] □4. 参加していないが、組合から誘われたことはある。 →[活動内容:] →[誘った人:] →[誘われた場所:] →[誘われた時間帯:] □5. 参加していないが、組合以外の者(職場の上司など)から誘われたことはある。 →[活動内容:] →[誘った人:] →[誘われた場所:] →[誘われた時間帯:] □6. 誘われたことも、参加したこともない。	原告	・直近2年間に特定政治家を応援する活動に参加したことの有無を問う質問であり、組合や上司などから誘われて参加した場合は、その参加した活動内容についてまで回答を強制しており、職員個人がどの政治家を応援しているのか、どのような政治活動に参加しているのかを把握することになる。 ・また、組合から誘われて参加したと回答すれば、P21労働組合などの多数派組合が積極的に選挙運動を行ったとされる2011年11月の大阪市長選挙においてP19前市長を応援したことが明らかとなる。 ・さらに、Q6、Q7、Q9の回答をクロス処理することにより、多数派組合の積極的な活動家として、P19前市長を強く支持する政治的意見を持つ者であるか、少数組合の積極的な活動家として、少数組合の推薦する候補者が市長としてふさわしいとの政治的意見を持っているかを推知することが可能となる。 ・政治活動への参加の自発性・参加の理由、活動に対する考え方は、「世界観・人生観等の人格核心に係るものの方・考え方」に該当する。 ・以上の点で、本質問は、職員の思想・良心(信条)、とりわけ政治的信条の表明を強制するものであり、思想・良心の自由の一内容である沈黙の自由を侵害し、憲法19条に違反する。 ・本質問は、政治活動への萎縮効果をもたらす点で、表現の自由を侵害し、憲法21条1項にも違反する。 ・沈黙の自由の侵害にあたらぬとしても、「いいたくないことをいわないという消極的表現の自由」を侵害し、やはり憲法21条に違反する。	政治活動の自由の侵害	・左記のとおり、本質問は、特定政治家を応援する活動に参加したことの有無、参加の自発性、参加した活動内容を質問するものであり、Q6、Q9の質問とクロス処理をすることにより、職員個人の政治的信条を推知することが可能となる。 ・とりわけ、本質問は、政治活動に参加した場所(区域)や時間帯(勤務時間の内外)を問わず、知り合いの住所を知らせたり、街頭演説を聞く等の明らかに合法的な政治活動についてまで、回答を強制している。 ・本質問は、P3市長の勢力に反対する政治活動を標的として問題視するものであり、職員の政治活動に萎縮効果をもたらす点で、政治活動の自由を侵害し、憲法21条1項に違反する。	労働基本権の侵害	・本質問は、特定政治家への応援活動を誘った者が労働組合であるかどうかを殊更に質問しており、労働組合への敵視が見て取れる。この点において、労働者の団結権を侵害するものであり、憲法28条に違反する。 ・また、労働組合が勧誘する特定政治家の応援活動を市当局が把握することになり、労働組合への支配介入にあたる。 ・そして、ひいては労働組合の行う政治活動に萎縮効果をもたらすこととなる。	プライバシーの侵害	・政治的な活動に参加したという事実や政治的な意見は「プライバシー固有情報」、センシティブな個人情報であり、本質問は、公権力がこれらの個人情報収集しようとするものであり、プライバシーの権利を侵害し、憲法13条に違反する。	人格権の侵害	・本質問は、任意回答としながらも、特定政治家を応援する活動を誘った人の氏名を質問している。任意回答であるから氏名を記載しない者もいるであろうが、氏名を記載する者もある。 ・特定政治家の応援活動への参加は、それ自体が違法となるものではなく、そもそも調査をする必要性がない。 ・本質問は、違法な政治活動と合法的な政治活動を区別することなく質問しており、合法的な政治活動についてまで、回答を強制している点で、到底相当性があるとは言えない。 ・また、職務専念義務との関係で、勤務時間内の政治活動を問題にするのであれば、これに限った質問内容とすれば足りるところ、そのような限定もされていないのであって、やはり相当性を欠いている。
7		被告	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らの思想信条の自由が直接侵害されることはない。 また、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が特定の政治家を応援する活動を行った場所や時間帯、具体的にどの政治家を応援する活動かは質問の対象としていないうえ、回答を求めている内容についても、誘った人の氏名については、任意に回答すれば足りるものとしている。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの思想良心の自由を侵害するものではない。	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らの政治活動の自由が直接侵害されることはない。 また、誘った人の氏名は任意回答としており、違法行為を含む勧誘者を割り出そうとしているという評価は誤りである。 さらに、本問は、公職選挙法や地方公務員法等において職員が政治活動が制限される場合があり得ることを前提に、違法行為等又はそれに関する調査の端緒となる事象の有無を確認するために作成されたものであり、組合等の政治活動は全て違法であるかの如き観念を前提としているという評価も誤りである。 加えて、本問は、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が特定の政治家を応援する活動を行った場所や時間帯、具体的にどの政治家を応援する活動かは質問の対象としていない。 誘われた活動内容、場所及び時間帯を確認しているのは、政治活動への勧誘の中にも問題のあるものとするものでないものがある(当時、大阪市においては、勤務時間内における推薦者紹介カードの配布やヤミ便宜供与が疑われていた。)と、これらの事項を確認しなければ、問題のない活動とそうでない活動との区別がつかないおそれがあったためであった。 さらに、「誘われた」事実だけでなく、「参加」の有無を尋ねたことも問題視されているようだが、一切参加していない方にとっては何ら問題はなく、また、公務員の選挙活動については一定の場合には違法となる可能性がある以上、正しい職場環境であれば、ルールに照らして問題がないということを確認して参加しているはずであるから、参加の有無を尋ねたとしても問題は無いと考えた。他方でQ8では、投票の自由に関わるので投票の有無は尋ねなかった。	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではなく、被告の職員にとっての使用上でもないから、本件アンケートにより原告らの労働基本権が直接侵害されることはない。 違法行為等があったことは本件アンケートに先立ち既に公に明らかとなっているから、本問により違法活動が存在するかの如き観念を回答者に植え付けようとしているという評価は誤りである。 誘った人の氏名は任意回答としており、密告を勧めているという評価も誤りである。また、組合以外の者を選択肢に入れていることから明らかとなり、本問は、組合のみを対象としたものでもない。 質問自体は、違法行為等の調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が特定の政治家を応援する活動を行った場所や時間帯、具体的にどの政治家を応援する活動かは質問の対象としていない。 P4特別顧問としては、P3市長の政策とは関係なく、大阪市政の正常化に向けた調査の一環としてかかる質問を行ったものであり、将来の政治活動への参加等を躊躇させる意図など一切ない。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの労働基本権を侵害するものではない。 選択肢として、誘われた相手を組合(組合の役職者など構成員を含む)とそれ以外の者(職場の上司など)に分けたのは、他の質問との関係上、単に誘われたか否かのみを質問してしまうと、組合から誘われたか否かを確認しているかのような外観を呈してしまい、組合に無用なレッテルを貼ってしまう恐れがあったためである。むしろ、第三者調査チームとしては、他の回答に比べ、組合から誘われたという回答が少なければ、組合が政治活動への動員を行っていないことを証明することも繋がり、負のレッテルが貼られるのを回避できると考えていた。 管理職が関与しているのではないかという疑念もあったので、「組合以外の者(職場の上司など)」という点を示唆することによって、組合の疑いが晴れることもあると考えたのである。そもそもP4特別顧問には、大阪市役所における組合活動を阻害したり萎縮させたりすることに何のメリットもないので、あくまでも問題視されている活動の実態を知りたかっただけである。	本問は直接人格権を侵害するものではない。	本問の対象は「特定の政治家を応援する活動への参加の有無等」である。 その必要性については、本件アンケートに先立ち、①市議会交通水道委員会における指摘により勤務時間内におけるP19前市長の推薦者紹介カードの配布が判明していたこと、②大阪市役所目安箱への投書(乙8)を含む事前の内部告発や報道によりP19前市長の街頭演説への動員やヤミ便宜供与(組合に対し、特段の理由なく相談用の部屋が提供されており、勤務時間内に当該部屋において何らかの相談が行われていること)等の存在が判明していたことなどから、違法ないし不適切な政治活動の有無又はそれに関する調査の端緒となる事象の有無を確認する必要があった。 なお、上記①に関しては、P23委員長がP3市長に対して謝罪し、該当する職員を役員活動停止処分としている(乙22)。また、上記②に関しても、第三者調査チームによる中間報告(乙2)及び最終報告(乙3)において、多数の該当事実の存在が確認されている上、P19前市長への支援を求める選挙ビラの配布に関与した職員13名が公職選挙法違反の容疑で書類送検されている(乙24、25)。 なお、被告においては、労使癒着に基づきルールに違反した選挙活動が行われてきた可能性が存したが、表面上現れた事実から個別に調査を行うのみでは、かかる問題の全貌を明らかにすることは困難であることから、第三者調査チームとしては、本件アンケートを行ったものであり、質問の範囲は調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留まっているから、目的達成の手段として不当との評価は当たらない。				

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

番号	アンケートの内容	権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)
		思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害	
	あなたは、この2年間、職場の関係者から、特定の政治家に投票するよう要請されたことがありますか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。(注)「要請した人」の氏名は、回答いただくなくても構いません。末尾に記載した通報窓口に無記名で情報提供していただくことも可能です。 □1. 要請されたことがある。 □a. 組合(組合の役職者など構成員を含む)からの要請【要請した人:】 □b. 組合以外の者(職場の上司など)からの要請→[要請した人:] →[要請された場所(例:執務室):] →[要請された時間帯(例:昼休み):] □2. 要請されたことはない。	原告 ・本質問は、直近2年間において、職場関係者から、特定政治家への投票要請を受けたことの有無、要請をした者が組合であるか否か、要請した人や場所、時間帯を問うものである。 ・要請した人の氏名は、任意記載とするものの、氏名を記載して回答する者もあり、これによって多数派組合から投票要請を受ける関係にある者か、少数派組合から投票要請を受ける関係にある者かを推知することが可能である。 ・また、他者の回答において、投票要請をした人として氏名を記載された者は、特定政治家への投票要請を行うほど積極的に選挙活動をする者として、把握されることになる。 ・以上のとおり、本質問は、職員の政治的信条を推知することが可能となり、沈黙の自由、消極的表現の自由を侵害し、憲法19条、21条に違反する。	・本質問は、特定政治家への投票要請について、その投票要請をした場所(区域)や時間帯(勤務時間の内外)を問わず、合法的な投票要請についてまで、回答を強制するものである。 ・投票要請は、政治活動の自由の一内容である選挙活動の自由を侵害するものであり、憲法21条に違反する。	・本質問は、特定政治家への投票要請をした者が労働組合であるかどうかを殊更に質問しており、組合員の行う投票要請を問題視していることが見て取れる。この点において、労働者の団結権を侵害するものであり、憲法28条に違反する。 ・また、選挙において、労働組合が特定政治家を応援しているかどうかを把握する点で、労働組合への支配介入にあたる。 ・そして、ひいては労働組合の選挙に対する取り組みに萎縮効果をもたらすこととなる。	・左記のとおり、誰から投票要請を受けたかによって、どのような政治的信条を有するかを推知させるとともに、投票要請を行うほど積極的に選挙活動を行う者を把握しようとするものである。 ・どのような政治的信条を有するか、投票要請を行うほど積極的に選挙活動を行う者であるかは、プライバシー固有情報に該当する。 ・公権力がプライバシー固有情報を収集するものとして、憲法13条に違反する。	・本質問は、任意回答としながらも、特定政治家への投票要請をした者の氏名を質問している。任意回答であるから氏名を記載しない者もいるであろうが、氏名を記載する者もある。 ・当局が問題視している行為について、他者が自分の氏名を投票要請をした者として記載したかどうか、疑心暗鬼となり、職場における良好な人間関係の形成が阻害される。この点において、人格権の一内容である良好な人間関係を形成する権利を侵害し、憲法13条に違反する。	・被告は、本質問の必要性の根拠に、Q7と同じ事情をあげるが、投票要請に関する質問とは無縁である。 ・たとえ、職場の関係者に対してするものであっても、特定政治家への投票要請行為は、それ自体が違法な選挙活動となるものではなく、そもそも投票要請の有無を調査する必要はない。 ・また、本質問は、違法な投票要請行動と、合法的な投票要請行動を区別しておらず、合法的な投票要請行動についても、告白を強制するものである。この点において、到底相当性があるとは言えない。 ・また、職務専念義務との関係で、勤務時間内の投票要請行動を問題にするのであれば、これに限った質問内容とすれば足りるところ、そのような限定もされていないのであって、やはり相当性を欠いている。
8		被告 本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らの思想良心の自由が直接侵害されることはない。 また、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が投票要請を「行ったこと」の有無や実際の投票の有無及び内容は質問の対象としていないうえ、回答を求めている内容についても、要請した人の氏名については、任意に回答すれば足りるものとしている。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの思想良心の自由を侵害するものではない。	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らの政治活動の自由が直接侵害されることはない。 また、公職選挙法や地方公務員法等において禁止された政治活動に該当する場合には「要請」が違法行為となり得ることは事実であり、違法行為となる範囲は職員であれば当然に認識しておくべき事項であるから、本問によって「要請者」が違法行為者の如き観念を与えている又は「要請」が違法と思込ませる質問となっているという評価は誤りである。 さらに、要請した人の氏名は任意回答としており、密告を勧めているという評価も誤りである。 加えて、質問自体は、違法行為等の調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が投票要請を「行ったこと」の有無や実際の投票の有無及び内容は質問の対象としていない。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの政治活動の自由を侵害するものではない。 投票要請という行為を、Q7で尋ねた応援活動と分けて尋ねたのは、あくまで実態把握のためのアンケートであり、単に数値分析をしているのではなく、広く問題点を把握するためにはさまざまな角度から質問する必要があると考えたからである。 選択肢として、要請された場所及び時間帯を確認しているのは、投票要請の中にも問題のあるものとそうでないものがあるところ、これらの事項を確認しなければ、問題のない活動とそうでない活動との区別がつかないおそれがあったためであった。	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではなく、被告の職員にとつての使用者でもないから、本件アンケートにより原告らの労働基本権が直接侵害されることはない。 また、右記のとおり、違法行為等があったことは本件アンケートに先立ち既に公に明らかとなっているから、本問により政治活動の労使癒着を思い込ませようとしているといった評価は誤りである。 さらに、組合以外の者を選択肢に入れていることから、本問は、組合のみを対象としたものでもない。 加えて、質問自体は、違法行為等の調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が投票要請を「行ったこと」の有無や実際の投票の有無及び内容は質問の対象としていない。 P4としては、P3市長の政策とは関係なく、大阪市政の正常化に向けた調査の一環としてかかる質問を行ったものであり、組合活動を敵視する意図など一切ない。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの労働基本権を侵害するものではない。 団結権との関係では、前記のとおり、組合とそれ以外を区別しており、他の回答に比べ、組合から誘われたという回答が少ないければ、組合が政治活動への動員を行っていないことを証明することにも繋がると考えていた。	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らのプライバシー権が直接侵害されることはない。 また、本問は、違法行為等の調査の一環として職場の関係者による特定の政治家への投票要請の有無等を確認しているのであり、職務と関係のない私的な事項とはいえない。 さらに、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が特定の政治家を応援する活動を行った場所や時間帯、具体的にどの政治家を応援する活動かは質問の対象としていないうえ、回答を求めている内容についても、誘った人の氏名については、任意に回答すれば足りるものとしている。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らのプライバシー権を侵害するものではない。	本問は直接人格権を侵害するものではない。 本問の対象は「職場の関係者による特定の政治家への投票要請の有無等」である。 その必要性については、本件アンケートに先立ち、①市議会交通水道委員会における指摘により勤務時間内におけるP19前市長の推薦者紹介カードの配布が判明していたこと、②大阪市役所目安箱への投書(乙8)を含む事前の内部告発や報道によりP19前市長の街頭演説への動員等が判明していたことなどから、違法ないし不適切な政治活動の有無又はそれに関する調査の端緒となる事象の有無を確認する必要があった。 なお、上記①に関しては、P23委員長がP3市長に対して謝罪し、該当する職員を役員活動停止処分している(乙22)。また、上記②に關しても、第三者調査チームによる中間報告(乙2)及び最終報告(乙3)において、多数の該当事実の存在が確認されている上、P19前市長への支援を求める選挙ビラの配布に關与した職員13名が公職選挙法違反の容疑で書類送検されている。	第三者調査チームとしてこの質問を行った理由はQ7と同様である。この質問は、やはり推薦者紹介カードの問題を発端として、広く公務員の政治活動における問題行為を把握するために、Q7からQ9に続く一連の質問という位置づけとした。

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

番号	アンケートの内容	権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)	
		思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害		
	いわゆる「紹介カード」(特定の選挙候補者陣営への提供を目的として、知人・親戚などの情報を提供するためのカード)について伺います。 (注)「カードを配布した人」「紹介カードの配布を依頼した人」「言われた相手」の氏名は、回答いただくなくても構いません。末尾に記載した通報窓口は無記名で情報提供していただくことも可能です。 (1)あなたは、この2年間、「紹介カード」を配布されたことがありますか。 □1. 配布され、受け取った。 →【カードを配布した人: 】 →【カードを配布された場所(例:執務室): 】 →【カードを配布された時間帯(例:昼休み): 】 □2. 配布されたが、受け取らなかった。 →【カードを配布した人: 】 →【カードを配布された場所: 】 →【カードを配布された時間帯: 】 □3. 配布する側だった。 →【紹介カードの配布を依頼した人: 】 →【配布方法: 】 □4. 配布されたことがない。 (2) (1)で「受け取った」と答えた方のみお答えください。「紹介カード」を記入・返却しましたか。 □1. 知人・親戚などの情報を記入して返却した。 □2. 知人・親戚などの情報を一切記入せずに返却した。 □3. 返却しなかった。	原告	・本質問は、いわゆる「紹介カード」を配布したか、配布されたか、紹介カードに知人・親戚の情報を記入して返却したか、記入返却した場合は、その理由について伺う質問である。 ・この紹介カードは、2011年11月の大阪市長選挙においてP19前市長の選挙運動に用いられたものであり、紹介カードを配布する側だった、あるいはカードに記載された選挙候補者を応援したいと思ったから記入して返却した、と回答した者は、P19前市長の側で積極的に選挙運動を行ったものとして、そのような政治的信条を有することを告白せられることとなる。 ・さらに、Q6、Q7、Q9の回答をクロス処理することにより、多数派組合の積極的な活動家として、P19前市長を強く支持する政治的意見を持つ者であるか、少数組合の積極的な活動家として、少数組合が応援する候補者が市長としてふさわしいとの政治的意見を持っているかを推知することが可能となる。 ・紹介カードの配布の有無とこれへの対応を質問することにより、P19前市長の側で、選挙活動を積極的に行うものか、そうでないかを告白させる点で、本質問は、沈黙の自由、消極的表現の自由を侵害し、憲法19条、21条に違反する。	・左記のとおり、本質問は、紹介カードを配布したかどうか、これへの対応を回答させることにより、P19前市長を応援する側で、選挙活動をおこなったかどうかを推知するものである。 ・本質問は、P3市長の勢力に反対する、P19前市長の選挙活動を標的として問題視するものであり、職員が政治活動に萎縮効果をもたらす点で、政治活動の自由を侵害し、憲法21条1項に違反する。	・紹介カードは、多数派組合が用いたものであり、多数派組合の行動を殊更に問題視していることが明らかであり、労働者の団結権を侵害し、憲法28条に違反する。 ・また、多数派組合が誰に紹介カードを配布しているかを把握することになり、労働組合への支配介入にあたる。 ・そして、ひいては多数派組合の行う選挙の取り組みに萎縮効果をもたらすこととなる。	・左記のとおり、P3市長の勢力に反対する、P19前市長の選挙活動を積極的に行う者か、そうでないかという、政治的信条に関わる質問を行うものである。 ・政治的信条に関わる情報は、プライバシー固有情報であり、これを公権力が収集する点で、プライバシーの自由を侵害し、憲法13条に違反する。	・本質問は、任意回答としながらも、「カードを配布した人」「紹介カードの配布を依頼した人」「言われた相手」の氏名を質問している。任意回答であるから氏名を記載しない者もいるであろうが、氏名を記載する者もある。 ・当局が問題視している行為について、他者が自分の氏名を「カードを配布した人」などとして記載したかどうか、疑心暗鬼となり、職場における良好な人間関係の形成が阻害される。この点において、人格権の一内容である良好な人間関係を形成する権利を侵害し、憲法13条に違反する。	・たとえ、職場関係者に対するものであっても、紹介カードの配布は、それ自身が違法な選挙活動であるというわけではない。したがって、紹介カードの配布の有無やこれへの対応を質問する必要性がない。 ・また、職務専念義務との関係で、勤務時間内の紹介カードの配布を問題にするのであれば、これに限った質問内容とすれば足りるところ、本質問は、そのような限定もされていないのであって、やはり相当性を欠いている。
9	(3) (2)で「記入して返却した」と答えた方のみお答えください。記入して返却した理由は何ですか。 □1. カードに記載された選挙候補者を応援したいと思ったから。 □2. 記入・返却に協力しないと、「不利益が及ぶ」といった趣旨のことを言われたから。 →【言われた相手: 】 →【言われた場所(例:執務室): 】 →【言われた時間帯(例:昼休み): 】 →どのような不利益が及ぶと言われましたか【 】 □3. 直接に「不利益が及ぶ」と言われたわけではないが、記入・返却に協力しないと、「不利益が及ぶ」可能性があると思ったから。 →【なぜそう思いましたか: 】 →【どのような不利益が及ぶ可能性があると思いましたか: 】	被告	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らの思想信条の自由が直接侵害されることはない。 また、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が配布を行った場所や時間帯及びどの選挙候補者陣営への提供を目的としていたかは質問の対象としていないうえ、回答を求めている内容についても、配布した人や配布を依頼した人等の氏名については、任意に回答すれば足りるものとしている。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの思想良心の自由を侵害するものではない。	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、被告の職員にとっての使用上でもないから、本件アンケートにより原告らの労働基本権が直接侵害されることはない。 また、公職選挙法や地方公務員法等において禁止された政治活動に該当する場合には紹介カードの配布が違法行為となり得ることは事実であり、違法行為となる範囲は職員であれば当然に認識しておくべき事項であるから、本問によってカードについての対応と行為が違法であるかの如くに思い込ませているという評価は誤りである。 さらに、質問自体は、違法行為等の調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が配布を行った場所や時間帯及びどの選挙候補者陣営への提供を目的としていたかは質問の対象としていないうえ、回答を求めている内容についても、配布した人や配布を依頼した人等の氏名については、任意に回答すれば足りるものとしている。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの政治活動の自由を侵害するものではない。 特定の政治家への投票要請の有無について、選択肢(3)において、記入して返却した理由を確認しているのは、本件アンケートの実施直前に紹介者カードリストに関する報道が行われ、その中で非協力的な職員に対しては不利益が及ぶ旨を伝えるよう明記されていたことを受けたものである。	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではなく、被告の職員にとつての使用上でもないから、本件アンケートにより原告らの労働基本権が直接侵害されることはない。 また、紹介カードの回収に際して何らかの強制力が働いているならば、その内容を確認する必要があるため、記入して返却した場合の理由を確認しているものである。選択肢としても自主的な場合とそうでない場合の両方を設けているから、あたかも「協力」しないと組合から不利益を受ける事実があるかの如き前提で聞いているという評価は誤りである。 また、そもそも本問においては、「組合」による行為を選択肢として挙げているわけではなく、反組合意識を広めるなどということは読み取れないのであるから、かかる観点から原告らの団結権を侵害することはない。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの労働基本権を侵害するものではない。	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らのプライバシー権が直接侵害されることはない。 また、本問は、違法行為等の調査の一環として設けられたものであり、公職選挙法や地方公務員法等において禁止された政治活動に該当する場合には紹介カードの配布が違法行為となり得ることは事実であるから、その一切を個人の自由な活動と称するのは誤りである。 さらに、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が配布を行った場所や時間帯及びどの選挙候補者陣営への提供を目的としていたかは質問の対象としていないうえ、回答を求めている内容についても、配布した人や配布を依頼した人等の氏名については、任意に回答すれば足りるものとしている。	本問は直接人格権を侵害するものではない。 その必要性は、本件アンケートに先立ち、①市議会交通水道委員会における指摘により勤務時間内におけるP19前市長の推薦者紹介カードの配布が判明していたこと、②大阪市役所目安箱への投書(乙8)を含む事前の内部告発や報道によりP19前市長の街頭演説への動員やヤミ便宜供与(組合に対し、特段の理由なく相談用の部屋が提供されており、勤務時間内に当該部屋において何らかの相談が行われていること)等の存在が判明していたことなどから、これらの有無又はこれらに関する調査の端緒となる事象の有無を確認する必要があった。 なお、上記①に関しては、P23委員長がP3市長に対して謝罪し、該当する職員を役員活動停止処分としている(乙22)。また、上記②に関しても、第三者調査チームによる中間報告(乙2)及び最終報告(乙3)において、多数の該当事実の存在が確認されている上、P19前市長への支援を求める選挙ビラの配布に関与した職員13名が公職選挙法違反の容疑で書類送検されている。	

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

番号	アンケートの内容	権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)
		思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害	
	組合の幹部は、職場において優遇されていると思いませんか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。また、その場合、これを指摘しづらい雰囲気があるとすれば、具体的には、どのようなものでしょうか。 □1. 思う。 →[理由:] →[指摘しづらい理由:] □2. 思わない。	原告		・労働組合に対する純粋な活動目的を疑わせて組合活動を阻害し、組合幹部に対する信頼を揺るがせる。一般組合員と幹部との間の信頼関係に亀裂を入れる。組合結成・運営に干渉する不当労働行為である。 ・回答者に「市長の業務命令で回答を強制する」くらいだから、「優遇は本当に存在する」と思い込ませる効果があった。これにより、一般組合員の組合役員に対する不信感を抱かせ、組合離れを引き起こして、組合加入の自由・団結権を侵害した。	・組合幹部への優遇があると思いつまざるような労働組合のあり方について、どのような考えを持つかは、個人の人格的核心と深く結びつき、個人が自律的に形成する領域に属するセンシティブ情報である。	・組合幹部に対する回答者の考え方や、その他回答をクロス集計で組合に対する反感等を推知できる。 ・被告は回答を精査することで、職員がこれまで形成してきた人間関係に関する詳細な情報を集約し、その者の人物像を把握することが可能となり、特定の人物について将来の人間関係形成に干渉する手段を与えることになる。	・実質的ヤミ専従・労使癒着による市政への弊害の有無の調査の端緒とする目的だとすれば、具体的に直結せず、必要性がない。 ・実質的ヤミ専従行為については、アンケート実施以前にP11幹部が認めて謝罪し、該当者の懲戒処分で解決済みであった(乙22の1、乙23)。本件アンケートの結果を利用することなく特別調査チームの中間報告書(乙2)、最終報告書(乙3)で多数の事実確認の内容を挙げられているので、本件アンケートの必要性に欠けた。 ・多くの内部告発があったのであれば、内部告発者を特定して聴取すれば足り、全職員対象にアンケート調査をする必要性はない。
10		被告	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らの思想信条の自由が直接侵害されることはない。また、本問は、違法行為等の調査の一環として設けられたものであり、組合幹部が職場において優遇されていると感じたことがあるか否かという事実を確認するための質問である(回答者の思想等を明らかにしようとしたものではない)。さらに、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、大阪市役所における違法行為等の解明を目的としたものであり、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めている。したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの思想良心の自由を侵害するものではない。	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではなく、被告の職員にとつての使用者でもないから、本件アンケートにより原告らの労働基本権が直接侵害されることはない。また、右記のとおり、違法行為等があったことは本件アンケートに先立ち既に公に明らかとなっているから、本問により組合及びその幹部に対して否定的な評価を与えているといった評価は誤りである。さらに、仮に組合幹部であるがゆえに、職場において何らかし優遇されている事実があるとすれば、それ自体が問題であり、当該質問自体により適正な組合活動が阻害されるとは考えられない。P4特別顧問としては、P3市長の政策とは関係なく、大阪市政の正常化に向けた調査の一環としてかかる質問を行ったものであり、組合活動を阻害する意図など一切ない。したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの労働基本権を侵害するものではない。組合幹部が優遇されていると「思う」旨を回答した場合に、その理由だけでなく、指摘しづらい理由を確認したのは、事前の内部告発において、言うど左遷されてしまう、言ったら区役所に飛ばされたなど、指摘しづらい雰囲気があるとの説明があったためである。但し、どのように優遇されているか、という具体的内容については、本件アンケートの中で確認し始めると、人事に不満のある者の個人的なやっかみや事実に基づかない妄想のようなものが出てしまい取捨が付かなくなってしまう恐れがあったことから、本件アンケートの結果を踏まえた追加調査の中で明らかにすることを予定していた。つまり、次のステップを考えていたので、特定の部署で同様の答えが集中すれば、次の段階として実地調査に赴き、その具体的内容を確認するつもりであった。目安箱だけでは信憑性に欠ける側面もあるため、このアンケートを実態把握の手がかりにしたかったのである。	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らのプライバシー権が直接侵害されることはない。また、本問は、違法行為等の調査の一環として設けられたものであり、組合幹部が職場において優遇されていると感じたことがあるか否かという事実を確認するための質問である(回答者のプライバシーを明らかにしようとしたものではない)。さらに、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、大阪市役所における違法行為等の解明を目的としたものであり、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めている。したがって、本問は、いずれにせよ、原告らのプライバシーを侵害するものではない。	本問は直接人格権を侵害するものではない。	本問の対象は「組合幹部に対する優遇の有無等」である。その必要性は、本件アンケートに先立ち、①市議会交通水道委員会等における指摘により実質的ヤミ専従の存在が判明していたこと、②平成18年に実施されたアンケート(乙3の資料2・3)や大阪市役所目安箱への投書(乙8)を含む事前の内部告発により、組合幹部への優遇(組合幹部は昇進や給与面で優遇されていること等)や組合による不当な人事介入(組合の同意を得なければ異動ができないこと、組合の口利きによる採用が行われていること等)の存在が判明していたことなどから、実質的ヤミ専従若しくは労使癒着による市政への弊害の有無又はこれらに関する調査の端緒となる事象の有無を確認する必要があった。なお、上記①に関しては、P23委員長が該当する職員の職務専念義務違反を認め、執行委員の役職を解く考えを明らかにした上、被告においても懲戒処分が下されている。また、上記②に関しても、第三者調査チームによる中間報告及び最終報告において、多数の該当事実の存在が確認されている。この質問の端緒はまさに内部告発である。つまり、多くの内部告発は組合幹部に対する批判であった。必ず告発文の中には、言いたくても左遷されるので言えない、言ったら区役所にとばされるなどの、指摘しづらい雰囲気があることが記載されていた。

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

番号	アンケートの内容	権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)	
		思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害		
	<p>Q11 職員の採用について、お尋ねします(複数回答可。組合加入の有無を問わず全員お答えください)。</p> <p><input type="checkbox"/>1政治家の推薦により、採用で有利に取り扱ってもらった者がいる。</p> <p><input type="checkbox"/>2組合幹部の推薦により、採用で有利に取り扱ってもらった者がいる。</p> <p><input type="checkbox"/>3市職員の推薦により、採用で有利に取り扱ってもらった者がいる。</p> <p><input type="checkbox"/>4上記以外の者の推薦により、採用で有利に取り扱ってもらった者がいる。</p> <p>↓【具体的に:】</p> <p><input type="checkbox"/>5自分自身が上記のような者の推薦により、採用で有利に取り扱ってもらった。</p> <p>↓【具体的に:】</p> <p>※なお、現業職員の不透明な採用があったことに対応して、全体として研修制度を設けることを検討していますので、こうした採用であったことだけを理由に免職になることはありません。</p> <p><input type="checkbox"/>6採用で有利に取り扱ってもらった例はない。</p>	原告	<p>・職員の政治活動や組合活動についての事実に関する知・不知を問う質問であるが、調査項目に関連する事実が、「多くの場合、なんらかの思想、信条とつながりをもっていることを否定することが」できず、また、事実に関する情報を収集し、データ・マッチングすることにより、特定の思想・信条を「推知」することが可能であり、「消極的表現の自由」(憲法21条)を侵害する。</p>		<p>・Q10に続いて質問されることで、「労働組合幹部は優遇されている」「採用において労働組合幹部からの口利きが存在する」と回答者に思い込ませる効果があった。これにより、一般組合員の組合役員に対する不信感を抱かせ、組合離れを引き起こして、組合の団結権を侵害した。</p>	<p>・第三者の氏名と採用の経緯を回答すること、名前が挙がった者のセンシティブ情報が被告に収集・保有される。しかも名前が挙がった者はそのような回答があったことは知らされない。しかも、回答内容が真実であるとの担保もない。回答者が原告の名前を書くこともありえ、原告らのプライバシー権を侵害する。</p>	<p>・この質問によって「口利き採用の者がいる」ことを全職員に流布する結果を招き、職場で協働する市職員の反目及び感情的対立・分断を招く。</p> <p>・被告は回答を精査することで、職員がこれまで形成してきた人間関係に関する詳細な情報を集約し、その者の人物像を把握することが可能となり、特定の人物について将来の人間関係形成に干渉する手段を与えることになる。</p> <p>・職員が自分の名前を被告に通知したかもしれないと考えることにより職員同士の素直なコミュニケーションが図れなくなり、自由な人間関係形成が困難なものとなる。</p>	<p>・職員採用の際に口利きが行われた事実を調査するという目的は採用した人事当局への調査や内部告発者からのヒアリングで足り、全職員を対象とし、回答を強制する必要性はない。</p> <p>・平成18年アンケートや任意の内部告発の目安箱などで情報を入手しているのだから、内部告発者からヒアリングをすることで足りる。</p> <p>・「免職になることはありません」と記載されても停職など免職以外のあらゆる処分を想起させられるのであり、回答者に安心感など生まれない。</p>
11		被告	<p>本問は直接思想良心の自由を侵害するものではない。</p> <p>5項で自分自身の採用についても尋ねている関係で、注記として、「現業職員の不透明な採用があったことに対応して、全体として研修制度を設けることを検討していますので、こうした採用であったことだけを理由に免職になることはありません」との記載が加えられており、回答内容によって不利益が生じることはない旨が明記されている。なお、この記載は、第三者調査チームとして、当時、被告がこのような研修制度を設ける方針である旨及び不透明な採用であったことだけを理由に免職にはしない方針である旨を伝え聞いていたことから、自らの採用について記名で回答してもらった関係上、回答者において無用な懸念を抱くことがないよう追加したものであり、本件アンケートの実施主体が被告であることを示すものではない。むしろ、被告がそういう方針であることを伝え聞いた以上、そのことを伝えておくことが、社会問題化しつつあった採用口利き問題で「不安」を感じている職員に対して安心感を提供することにもなると思ひ、あえて記載した。</p>	<p>本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではなく、被告の職員にとっての使用者でもないから、本件アンケートにより原告らの団結権が直接侵害されることはない。また、右記のとおり、違法行為等があったことは本件アンケートに先立ち既に公に明らかとなっているから、本問により否定的な評価を植え付けているといった評価は誤りである。</p> <p>さらに、組合幹部は、政治家、市職員及びそれ以外の者とともに、あくまで例の一つとして挙げられているのであって、ことさら団結権を侵害しようとしたものでないことは明らかである。</p> <p>加えて、仮に職員の採用について不当な介入があるとすれば、それ自体が問題であり、当該質問自体により適正な組合活動が阻害されとは考えられない。</p> <p>P4特別顧問としては、P3市長の政策とは関係なく、大阪市政の正常化に向けた調査の一環としてかかる質問を行ったものであり、組合活動を阻害する意図など一切ない。</p> <p>したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの労働基本権を侵害するものではない。</p> <p>推薦者については、実際に当時具体的に内部告発で情報があり、典型的に関与が疑われる者(政治家、組合幹部、市職員)を列挙した上で、それ以外の者の推薦があった場合には具体的に記載してもらった形とした。なお、ここでいう市職員というのは非組合員の幹部職員を念頭に置いていた。仮に職員の採用について不当な介入があるとすれば、それ自体が問題であり、当該質問自体により適正な組合活動が阻害されとは考えられない。</p>	<p>本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らのプライバシー権が直接侵害されることはない。</p> <p>また、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、大阪市役所における違法行為等の解明を目的としたものであり、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めている。</p> <p>したがって、本問は、いずれにせよ、原告らのプライバシーを侵害するものではない。</p>	<p>本問は直接人格権を侵害するものではない。</p>	<p>本問の対象は「職員の採用に関する口利きの有無」である。その必要性は、本件アンケートに先立ち、①P3市長が、全技能職員の採用経緯を調査する方針を公表したこと、②平成18年に実施されたアンケートや大阪市役所目安箱への投書を含む事前の内部告発により、政治家や組合等による不当な人事介入(市議や組合の口利きによる採用が行われていること等)の存在が判明していたことなどから、職員の採用への不当な介入の有無又はこれに関する調査の端緒となる事象の有無を確認する必要があった。</p> <p>なお、上記②に関しては、第三者調査チームによる中間報告(乙2)及び最終報告(乙3)において、多数の該当事実の存在が確認されている。</p> <p>また、原告らは、不当な人事介入の存在を確認する必要があるれば、人事担当者に確認すれば足りる旨を主張するが、本件調査は、そもそも個別の事象の有無ではなく、被告における業務の実態を明らかにし、その実態を作り出している原因あるいは遠因に遡って、市政の健全化等を図ることを目的としていたうえ、被告の幹部職員の中には労働組合と協力し、労使癒着の原因となっている者の存在が疑われたことから、人事担当者に對して実態を確認することは現実的ではなかった。</p>	

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

番号	アンケートの内容		権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)
			思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害	
	この2年間、職場において選挙のことが話題になったことはありますか(複数回答可。組合加入の有無を問わず全員お答えください)。また、その話題の中であなたへの投票依頼の意図を感じたことはありますか。 □1. 休み時間に、仲間同士の雑談の中で話題になった。 □2. 組合の幹部が、勤務時間中に、職務に関連して話題にした。 →【具体的に:】 →□a. 投票依頼の意図を感じた □b. 投票依頼の意図は感じなかった □3. 組合の幹部が、勤務時間中に、職務と無関係に話題にした。 →□a. 投票依頼の意図を感じた □b. 投票依頼の意図は感じなかった □4. 職場の上司が、勤務時間中に、職務に関連して話題にした。 →【具体的に:】 →□a. 投票依頼の意図を感じた □b. 投票依頼の意図は感じなかった	原告	・本質問は、直近2年間で、職場において選挙のことが話題になったかどうかを問う質問である。 ・休み時間に、仲間同士の雑談の中で話題になった、と回答すれば、直近2年間の選挙に関心を寄せていたかどうか、を推知することになり、政治や選挙に関心があるかどうか、職員の政治的信条を告白させることになり、沈黙の自由(憲法19条)、消極的表現の自由(憲法21条)を侵害する。	・職場において選挙のことが話題になることは、職務専念義務に違反しない限り、何ら問題となるものではないが、本質問は、休み時間における仲間同士の雑談の中で、選挙のことが話題になったかどうかまで質問するものである。 ・職場において選挙のことを話題にすることを問題視する質問であり、職員の合法的な政治的意思表明を萎縮させるものとして、表現の自由を侵害し、憲法21条に違反する。	・本質問は、殊更に組合幹部が選挙のことを話題にしたかどうかを質問しており、組合幹部が選挙のことを話題にすることを問題視するものであり、この点で労働組合への敵視が見取れる。この点において、労働者の団結権を侵害するものであり、憲法28条に違反する。 ・また、組合幹部が選挙のことを話題にしたかどうかを把握しようとする点で、労働組合の選挙に対する取り組みの積極度を知ろうとするものであり、労働組合に対する支配介入にあたる。 ・そして、ひいては労働組合の行う選挙の取り組みに萎縮効果をもたらすこととなる。	・左記のとおり、休み時間に選挙のことを話題にしたかどうか、選挙や政治に関心を持っているかどうか、というセンシティブな個人情報を公権力が収集する点で、プライバシーの自由を侵害し、憲法13条に違反する。		・被告は、本質問の必要性の根拠として、実質的ヤミ専従行為、勤務時間内組合活動、ヤミ便宜供与の存在を挙げるが、質問との関連性がない。 ・職場において、休み時間に仲間同士の雑談の中で選挙のことを話題にしても、何ら違法ではなく、質問の必要性は皆無である。 ・職務専念義務との関係で問題にするのであれば、休み時間のことを質問する必要はなく相当性を欠く。
12	□5. 職場の上司が、勤務時間中に、職務と無関係に話題にした。 →□a. 投票依頼の意図を感じた □b. 投票依頼の意図は感じなかった □6. 職場の同僚や部下が、勤務時間中に、職務に関連して話題にした。 →【具体的に:】 →□a. 投票依頼の意図を感じた □b. 投票依頼の意図は感じなかった □7. 職場の同僚や部下が、勤務時間中に、職務と無関係に話題にした。 →□a. 投票依頼の意図を感じた □b. 投票依頼の意図は感じなかった □8. 一切話題になったことはない。	被告	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らの思想信条の自由が直接侵害されることはない。 また、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が積極的に話題にしたことの有無や会話の具体的な内容は質問の対象としていない。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの思想良心の自由を侵害するものではない。	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らの政治活動の自由が直接侵害されることはない。 また、公職選挙法や地方公務員法等において禁止された政治活動に該当する場合には投票依頼を行うことが違法行為となり得ることは事実であり、違法行為となる範囲は職員であれば当然に認識しておくべき事項であるから、本問によって投票依頼を行うことが違法であるかのような誤解を与えるものであり、ひいては、職員個人の政治活動に萎縮効果を与えるものであるという評価は誤りである。 さらに、質問自体は、違法行為等の調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が積極的に話題にしたことの有無や会話の具体的な内容は質問の対象としていない。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの政治活動の自由を侵害するものではない。 「選挙の話題」というアプローチをとったのは、やはり幅広く確認することによって違法行為を見つけ出すためであった。選挙に関する会話の有無等を確認したのは、直截な質問では回答しにくい場合であっても、このような質問であれば実態に即した回答を行ってくれる可能性があり、その結果、特定の職場において選挙に関する会話が多いといった傾向が確認できれば、そこに何かしら原因があることが推測できると考えたためである。	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートによる原告らの労働基本権が直接侵害されることはない。 また、本問は、右記のとおり、違法行為等があったことは本件アンケートに先立ち既に公に明らかとなっているから、本問により否定的評価を与える内容であるといった評価は誤りである。 さらに、組合幹部は、職場の上司、同僚及び部下とともに、あくまで例の一つとして挙げられているのであって、ことさら団結権を侵害しようとしたものでないことは明らかである。 加えて、質問自体は、違法行為等の調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が積極的に話題にしたことの有無や会話の具体的な内容は質問の対象としていない。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの労働基本権を侵害するものではない。	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らのプライバシー権が直接侵害されることはない。 また、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身が積極的に話題にしたことの有無や会話の具体的な内容は質問の対象としていない。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らのプライバシーを侵害するものではない。	本問の対象は「職場における選挙に関する会話の有無及び当該会話における投票依頼の意図の有無等」である。 その必要性について、本件アンケートに先立ち、①市議会交通水道委員会における指摘により勤務時間内におけるP19前市長の推薦者紹介カードの配布が判明していたこと、②大阪市役所目安箱への投書を含む事前の内部告発や報道によりP19前市長の街頭演説への動員等が判明していたことなどから、違法ないし不適切な政治活動の有無又はこれらに関する調査の端緒となる事象の有無を確認する必要があった。 P4としては、P3市長の政策とは関係なく、大阪市政の正常化に向けた調査の一環としてかかる質問を行ったものであり、将来の勧誘行為等を躊躇させる意図など一切ない。 なお、上記①に関しては、P23委員長がP3市長に対して謝罪し、該当する職員を役員活動停止処分としている。また、上記②に関して、第三者調査チームによる中間報告及び最終報告において、多数の該当事実の存在が確認されている上、P19前市長への支援を求める選挙ビラの配布に関与した職員13名が公職選挙法違反の容疑で書類送検されている。	

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

番号	アンケートの内容	権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)
		思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害	
	<p>職場における以下の組合活動及び選挙運動に関して、問題ないと思われる選択肢に✓をご記入ください。(複数回答可。組合加入の有無を問わず全員お答えください)</p> <p><input type="checkbox"/>1勤務時間外であれば(休暇をとれば)、職場内で組合活動を行っても構わない。</p> <p><input type="checkbox"/>2勤務時間内であっても、職場の外であれば組合活動を行っても構わない。</p> <p><input type="checkbox"/>3勤務時間外であれば(休暇をとれば)、職場内で選挙運動をしても構わない。</p> <p><input type="checkbox"/>4勤務時間内であっても、職場の外であれば選挙運動を行っても構わない。</p> <p><input type="checkbox"/>5職場の同僚等に、親戚等の連絡先を尋ねるのは選挙運動に当たらない。</p> <p><input type="checkbox"/>6職場の同僚等に、候補者を応援する葉書を渡すのは選挙運動に当たらない</p> <p><input type="checkbox"/>7職場の同僚等に、街頭演説への参加を促すのは選挙運動に当たらない。</p>	<p>原告</p> <p>・合法的な組合活動・選挙運動が何かの理解を尋ねるものではなく、「問題ない」すなわち妥当と考える職場における組合活動、選挙運動に関しての意見を聞く質問であり、回答から組合活動、選挙運動に関わる思想を推知させることになる質問項目であり、それに答えるよう強制することは思想・良心の自由の一内容である沈黙の自由を侵害し、憲法19条に違反する。</p>	<p>・合法・違法の区別なく、「問題ない」と考える職場における組合活動、選挙運動に関しての意見を聞いており、合法的な政治活動までも差し控えさせるという重大な萎縮効果が生じるのであり、憲法21条1項に違反する。</p>	<p>・勤務時間内の組合活動という職務専念義務違反の「違法」とそれ以外を区別せず、回答者に質問の行為すべてを「違法」及び「不適切」と思い込ませ、労働組合の活動に極めて強い萎縮効果を与えている。職員の団結権を侵害するものであり、憲法28条に違反する。</p>	<p>・職場における組合活動、選挙運動に関しての意見を聞くことは、政治活動・労働組合活動のあり方についての個人の意見という、人格的自律と直結するセンシティブな個人情報を収集しようとするものであり、憲法13条に反する。</p>	<p>・被告は回答を精査することで、職員がこれまで形成してきた人間関係に関する詳細な情報を集約し、その者の人物像を把握することが可能となり、特定の人物について将来の人間関係形成に干渉する手段を与えることになる。</p> <p>・職員が自分の名前を被告に通知したかもしれないと考えることにより職員同士の素直なコミュニケーションが図れなくなるとなる。</p>	<p>・選挙活動が違法な「勧誘運動」(地公法36条2項1号)等にあたるか否かは具体的な事情によるものであり、また、地公法の適用のない職員も存在するのであって、画一的な質問では、回答者のコンプライアンス意識など明らかにできず、関連性は認められない。</p> <p>・回答者のコンプライアンス意識を調査するということであれば、統計値が明らかになればよく、氏名や職員番号を明らかにさせて回答させる必要性も相当性もない。</p>
13		<p>被告</p> <p>本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らの思想信条の自由が直接侵害されることはない。</p> <p>また、本問は、右記のとおり、法律等に照らして行ってよい組合活動及び政治活動の範囲に関する認識を確認するための質問であり、質問内容からしても、回答者の政治的思想等が明らかになることはない。</p> <p>本件アンケートの目的は大阪市政の正常化に向けた問題点の洗い出しであって、そのために職員のコンプライアンス意識を確認することは、一切目的と乖離していない。</p> <p>したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの思想良心の自由を侵害するものではない。</p> <p>記名式で職員の主観、意識を確認することについて問題であるという反発があるようだが、常にコンプライアンスの問題は、個々人のミスや誤解は組織全体の教育の問題に帰着する。回答内容を被告に示さない以上、第三者が職員の方々の意識を確認しても問題はないと考える。</p>	<p>本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らの政治活動の自由が直接侵害されることはない。</p> <p>また、公職選挙法や地方公務員法等において禁止された政治活動に該当する場合には選挙運動を行うことが違法行為となり得ることは事実であり、違法行為となる範囲は職員であれば当然に認識しておくべき事項であるから、本問によって職員個人の選挙運動及び政治活動に対して萎縮効果を与えるという評価は誤りである。</p> <p>さらに、逆に、上記範囲に関する認識があいまいな職員がいる場合には、第三者調査チームとして、被告に対し、改善策を講じるよう提言を行う予定であった。</p> <p>したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの政治活動の自由を侵害するものではない。</p>	<p>本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではなく、被告の職員にとっての使用者でもないから、本件アンケートにより原告らの労働基本権が直接侵害されることはない。</p> <p>また、当該質問自体により適正な組合活動が阻害されるとは考えられない。</p> <p>したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの労働基本権を侵害するものではない。</p>	<p>本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らのプライバシー権が直接侵害されることはない。</p> <p>また、本問は、右記のとおり、法律等に照らして行ってよい組合活動及び政治活動の範囲に関する認識を確認するための質問であり、質問内容からしても、回答者の政治的思想等が明らかになることはない。</p> <p>したがって、本問は、いずれにせよ、プライバシー権を侵害するものではない。</p>	<p>本問は直接人格権を侵害するものではない。</p>	<p>本問の対象は「職場における組合活動及び選挙活動への認識」である。</p> <p>その必要性については、法律等に照らして行ってよい組合活動及び政治活動の範囲は、職員であれば当然に認識しておくべき事項であるが、仮に上記範囲を認識しないまま意図せず違法行為等を行っている職員が一定以上の割合に達しているとすれば、被告全体のコンプライアンス体制の改善のため、職員全体に対する研修等を行う必要があることから、職員(特に現業職員)のコンプライアンス意識を確認する必要がある。</p> <p>P4が、組合活動及び選挙活動に関してコンプライアンス意識を確認したのは、事前の内部告発等から特にこの2つについてコンプライアンス上の問題が疑われたためであり、調査の必要性は十分に認められる。</p> <p>P4としては、P3市長の政策とは関係なく、大阪市政の正常化に向けた調査の一環としてかかる質問を行ったものであり、組合活動への萎縮効果を与える意図など一切ない。</p> <p>なお、実際に勤務時間内組合活動や違法・不適正な政治活動が行われていたことについては、第三者調査チームによる中間報告及び最終報告において、多数の該当事実の存在が確認されている。また、第三者委員会の調査に際して、コンプライアンス上の問題点や企業風土に関わる状況の認定及び評価が必要となることは、日弁連ガイドラインでも認められているところである。</p>

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

番号	アンケートの内容	権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)
		思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害	
14	この二年間の大阪市の広報活動等についてどのように感じているかお尋ねします(複数回答可。組合加入の有無を問わず全員お答えください)。 □1市民に配布された文書に、特定の候補者の政策を支持する内容があった。 ↓【具体的にー】 □2選挙前に、市民に対する便宜供与が増えた。 ↓【具体的に中】 □3選挙前に、テレビやラジオなどを通じた宣伝活動が増えた。 ↓【具体的にー】 □4市民協働の活動を通じて、特定の候補者の政策が伝えられた。 ↓【具体的にー】 □5その他 ー【具体的にー】 □6特に感じていることはない。	原告 ・本件調査は記名式であることに加え、各質問についてクロス集計を行うことで回答者個人の思想があぶり出せる内容となっており、原告の思想、良心の自由を侵害し、消極的表現の自由(憲法21条)も侵害する。 ・この質問はP19前市長が大阪市の広報紙に大阪都構想に反対する記事を掲載したことなどに端を発するものであるから、回答することによってP19市長に批判的な政治的意思を有するかどうかを明らかにさせるものであり、政治活動の自由(21条1項)にも反する。	・この質問はP19前市長が大阪市の広報紙に大阪都構想に反対する記事を掲載したことなどに端を発するものであるから、回答することによってP19市長に批判的な政治的意思を有するかどうかを明らかにさせるものであり、政治活動の自由(21条1項)にも反する。		・この質問はP19前市長が大阪市の広報紙に大阪都構想に反対する記事を掲載したことなどに端を発するものであるから、回答することによってP19市長に批判的な政治的意思を有するかどうかを明らかにさせるものであり、政治活動の自由(21条1項)にも反する。 ・職員が自分の名前を被告に通知したかもしれないと考えることにより職員同士の素直なコミュニケーションが図れなくなり、自由な人間関係形成が困難なものとなる。	・被告は回答を精査することで、職員がこれまで形成してきた人間関係に関する詳細な情報を集約し、その者の人物像を把握することが可能となり、特定の人物について将来の人間関係形成に干渉する手段を与えることになる。 ・職員が自分の名前を被告に通知したかもしれないと考えることにより職員同士の素直なコミュニケーションが図れなくなり、自由な人間関係形成が困難なものとなる。	・「大阪市の広報活動における特定候補者の支援等」の有無は、それが当局者による広報紙や広報担当部署の活動を精査すれば足りるのであり、全職員に調査をする必要性も相当性もない。
		被告 本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らの思想信条の自由が直接侵害されることはない。 また、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身の行為は質問の対象としていない。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの思想良心の自由を侵害するものではない。	本問は直接政治活動の自由を侵害するものではない。		本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らのプライバシー権が直接侵害されることはない。 また、本問は、右記のとおり、違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、その調査及び実態解明のために必要な範囲での質問に留めており、職員に自らの違法行為等の回答を強制させることや職員が具体的にどのような政治的思想を抱いているか等が明らかになることがないよう、回答者自身の行為は質問の対象としていない。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らのプライバシー権を侵害するものではない。	本問は直接人格権を侵害するものではない。	本問の対象は「大阪市の広報活動における特定候補者の支援等」である。 その必要性について、P19前市長の在任時に同氏を応援するような多数の施策の存在が判明していたことなどから、違法ないし不適切な政治活動の有無又はこれらに関する調査の端緒となる事象の有無を確認する必要があった。 なお、実際に、地域懇談会等の開催、大阪市の政策に関する広報活動、P19前市長の街頭演説への動員等を通じて、同氏を応援するような多数の施策が行われていたことは、平成24年2月9日付で公表された「『行政と政治の分離』についての見解」でも認められているところである。 原告らは、広報紙や広報担当部署の活動を精査すれば足りる旨を主張するが、本件調査は、そもそも個別の事象の有無ではなく、被告における業務の実態を明らかにし、その実態を作り出している原因あるいは要因に遡って、市政の健全化等を図ることを目的としていたうえ、被告の幹部職員の中には労働組合と協力し、労使癒着の原因となっている者の存在が疑われたことから、担当者に対して実態を確認することは現実的ではなかった。
15	大阪市内における組合活動や選挙運動に関して、自由に回答してください。	原告 ・一部分において任意回答で良いとされていても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。 ・被告は「違法行為」の告発を期待していたことは明らかである。自由記述とは言うものの、本件思想調査の設問の流れから、組合活動や組合として適法な選挙運動に対する肯定的意見を、積極的に書くことはできないのであり、回答者に強い萎縮効果を与えており、消極的表現の自由(憲法21条)を侵害する。	・一部分において任意回答で良いとされていても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。 ・被告は「違法行為」の告発を期待していたことは明らかである。自由記述とは言うものの、本件思想調査の設問の流れから、組合活動や組合として適法な選挙運動に対する肯定的意見を、積極的に書くことはできないのであり、回答者に強い萎縮効果を与えており、政治的表現の自由を侵害する。	・一部分において任意回答で良いとされていても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。 ・被告は「違法行為」の告発を期待していたことは明らかである。自由記述とは言うものの、本件思想調査の設問の流れから、組合活動や組合として適法な選挙運動に対する肯定的意見を、積極的に書くことはできないのであり、回答者に強い萎縮効果を与えており、労働基本権を侵害する。	・第三者の氏名と採用の経緯を回答することで、名前が挙がった者のセンシティブ情報が被告に収集・保有される。しかも名前が挙がった者はそのような回答があったことは知らされない。しかも、回答内容が真実であるとの担保もない。回答者が原告の名前を書くこともありえ、原告らのプライバシー権を侵害する。 ・職員は、自己の政治活動・組合活動等に関する情報が、第三者を通して被告に取得されたか否かを知ることができない。自己の情報のコントロールが効かない状況にあつては、職場の誰かが自分を密告したかもしれないと疑心暗鬼となり、または、そのような窮状に同僚を追い込んだかもしれない過去の自分の活動に関して自責の念を覚え、人間にとって最も基本的な、愛、友情および信頼の関係にとって不可欠な生活環境の充足が妨げられる。	・被告は回答を精査することで、職員がこれまで形成してきた人間関係に関する詳細な情報を集約し、その者の人物像を把握することが可能となり、特定の人物について将来の人間関係形成に干渉する手段を与えることになる。 ・職員が自分の名前を被告に通知したかもしれないと考えることにより職員同士の素直なコミュニケーションが図れなくなり、自由な人間関係形成が困難なものとなる。 ・職員は、自己の政治活動・組合活動等に関する情報が、第三者を通して被告に取得されたか否かを知ることができない。そのような状態にあつては、職場の誰かが自分を密告したかもしれないと疑心暗鬼となり、または、そのような窮状に同僚を追い込んだかもしれない過去の自分の活動に関して自責の念を覚え、人間にとって最も基本的な、愛、友情および信頼の関係にとって不可欠な生活環境の充足が妨げられる。	健全な労使関係の確立というアンケート目的に対し、記名式で市職員個人々人に対し密告を強要するような手法で行うのは必要性・相当性を欠く。
		被告 任意回答である以上、原告らの評価は当たらない。	違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、大阪市役所における違法行為等の説明を目的としたものであり、また、任意回答である以上、政治活動の自由を侵害するものではない。	違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、大阪市役所における違法行為等の説明を目的としたものであり、また、任意回答である以上、団結権を侵害するものではない。	違法行為等の存在及び調査の必要性を前提に、大阪市役所における違法行為等の説明を目的としたものであり、また、任意回答である以上、プライバシーを侵害するものではない。	本問は直接人格権を侵害するものではない。	本問の対象は「大阪市内における組合活動や選挙活動に関する違法行為等の有無」である。 その必要性については、他の設問では把握しきれない事項について、調査する必要があった。

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

番号	アンケートの内容	権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)		
		思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害			
	あなたは、組合に加入していますか。 □1. 加入している。 □2. 現在は加入していないが、過去に加入していたことがある。 →現在加入していない理由 □a. 加入資格がなくなった □b. その他 →その他を選択した方はその理由(回答するか否かは自由です)[] □3. 加入したことはない →一度も加入されていない理由(回答するか否かは自由です)[]	原告	・組合加入の有無及びその理由について、職員の考え方を回答させるのは、世界観や人格的核心の告白強要であり、沈黙の自由(憲法19条)反する。 ・クロス集計することで、特定の思想・信条を推知することが可能。 ・「一定の情報を個人が現に保有していることを前提に、それを表出・提供することを拒否する自由」すなわち、消極的表現の自由(憲法21条)侵害である。 ・非加入の理由が任意回答とされても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。		・組合所属の有無及び理由の回答強制は、労働組合加入の自由侵害、使用者の組合結成に対する干渉となり、労働基本権(憲法28条)に反する。使用者が組合所属の有無を質問することは、判例上も労基法36条締結資格調査のため等合理的理由がある場合に限られる。 ・従前からのP3市長の組合敵視の言動の上での本件アンケートで、組合加入の適正さについて、組合員には動揺を与え、非組合員には加入を回避させて団結権を侵害した。 ・非加入の理由が任意回答とされても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。		・組合加入の有無について、どのような考えを持つかは、個人の人格的核心と深く結びつき、個人が自律的に形成する領域に属するセンシティブ情報を収集保有しようとするものであり、プライバシー権を侵害する。 ・非加入の理由が任意回答とされても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。	・組合加入の有無の回答を精査することで、職員がこれまで形成してきた人間関係に関する詳細な情報を集約し、その者の人物像を把握することが可能となり、特定の人物について将来の人間関係形成に干渉する手段を与えることになる。	・被告は、「何らかの問題点が明らかになる可能性があった」とするが、被告の主張自身、必要性も相当性もないことを明らかにしている。
16		被告	本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らの思想信条の自由が直接侵害されることはない。 また、本問は、加入の理由は質問の対象としておらず、加入していない理由も任意回答としている。 組合活動への関与の仕方は人それぞれであり、組合活動への参加の有無から即座に回答者の思想良心が推知されるものではない。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの思想良心の自由を侵害するものではない。		本件アンケートは、被告から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではなく、被告の職員にとっての使用者でもないから、本件アンケートにより原告らの労働基本権が直接侵害されることはない。 また、本問は、加入の理由は質問の対象としておらず、加入していない理由も任意回答としている。 したがって、本問は、いずれにせよ、原告らの労働基本権を侵害するものではない。 現在は加入していないが過去に加入していたことがある者について現在加入していない理由を確認し、また、加入したことがない者について一度も加入していない理由を確認したのは、前記のとおり、被告においては職員の大多数が組合に加入しており、加入していない者の方がイレギュラーであることから、2項や3項でその理由を確認すれば、何らかの問題点が明らかとなる可能性があると考えたためである。 また、組合に現在加入していない理由及び一度も加入していない理由については、わざわざ設問ごとに「(回答するか否かは自由です。)」と記載して任意回答であることを指摘するなどの配慮を行っている。		本件アンケートは、大阪府から独立した第三者調査チームにより行われたものであり、当該第三者調査チームは、国又は公共団体ではないから、本件アンケートにより原告らのプライバシー権が直接侵害されることはない。	本問は直接人格権を侵害するものではない。	本問の対象は「組合加入の有無」である。 その必要性については、組合に関する質問については、組合員か否かにより、組合に対する姿勢や評価が異なる可能性が高く、組合加入の有無により、本件アンケートにおける回答の信憑性が変わることから、組合員と非組合員を分類する必要があった。特に、被告において職員の大多数が組合に加入していることは公知の事実であり、少数派である非組合員の意見を吸い上げるには、組合加入の有無を確認する必要性があったと見られる。 P4としては、P3市長の政策とは関係なく、大阪市政の正常化に向けた調査の一環としてかかる質問を行ったものであり、組合活動への参加等を躊躇させる意図など一切ない。
17	あなたは、組合に加入することによるメリットをどのように感じています(ました)か、(複数回答可)。現在組合に加入していない方でも、過去に加入した経験のある方はお答えください。なお、回答するか否かは自由です。 □1. 特にメリットは感じないが、みんなが加入している。 □2. 職場の人間関係が良好になる。 □3. 様々なレクリエーションに参加できる。 □4. 組合に入っていると情報が入りやすい。 □5. 昇進や異動などの面で有利である。 □6. その他 →[具体的に:]	原告	・労働組合加入のメリットについて職員の考え方を回答させることは、世界観や人格的核心の告白強要であり、沈黙の自由(憲法19条)を侵害する。 ・任意回答とされても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。		・労働組合に対する純粋な活動目的を疑わせて組合活動を阻害する。特に、「メリットがないなら脱退する」という方向へ誘導する。組合結成・運営に干渉する不当労働行為である。 ・任意回答とされても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。		・組合加入のメリットを感じてどのように組合に関わっていくかは、個人の人格的核心と深く結びつき、個人が自律的に形成する領域に属するセンシティブ情報を収集保有しようとするものであり、プライバシー権を侵害する。 ・任意回答とされても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。	・組合加入のメリットに対する回答者の考え方や反感を推知でき、その他回答を精査することで、職員がこれまで形成してきた人間関係に関する詳細な情報を集約し、その者の人物像を把握することが可能となり、特定の人物について将来の人間関係形成に干渉する手段を与えることになる。 ・任意回答とされても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。	・不当な人事介入や組合を辞められないという内部告発の裏付けを目的とするならば、内部告発者を特定して確認すれば足りる。 ・「積極的なメリットがあれば負のレッテルをなくす」という目的の主張と、内部告発の信用性確認(被告準2)10頁)が不整合なのは、後付けの調査目的であり、調査の必要性に欠ける。全職員の主観を問う必要性はない。 ・被告は「多少センシティブな設問」との認識であったとの主張であるが、何が「多少センシティブ」なのか不明で、相当性がない。
		被告	任意回答である以上、思想良心の自由を侵害するものではない。		任意回答である以上、労働基本権を侵害するものではない。 P4としては、P3市長の政策とは関係なく、大阪市政の正常化に向けた調査の一環としてかかる質問を行ったものであり、組合活動への参加等を躊躇させる意図など一切ない。 個別の選択肢については、平成18年に実施されたアンケートや大阪府役所目安箱への投書を含む事前の内部告発の内容を参考にしつつ、一般的に組合に加入することによるメリットとして考えうるものを列挙した。 実際には、5項の設問(昇進や異動の面で有利である)が内部告発の中で挙げられていた内容である。ただし、これのみを直接聞くことは憚られるので、P4氏自身が大学での教員組合での感覚を参考に、2項や3項などの一般的なメリットと思われるものも選択肢に挙げた。		本問は直接プライバシー権を侵害するものではない。	本問は直接人格権を侵害するものではない。	本問の対象は「組合のメリット」である。 その必要性について、本件アンケートに先立ち、①平成18年に実施されたアンケートや大阪府役所目安箱への投書を含む事前の内部告発により、政治家や組合等による不当な人事介入(市議や組合の口利きによる採用が行われていること等)の存在が判明していたこと、②事前の内部告発により組合を辞めたいが辞められないといった意見があったことなどから、組合加入のメリットに関する認識の有無を通じて上記意見の信用性を確認する必要があった。 なお、上記①に関しては、第三者調査チームによる中間報告及び最終報告において、多数の該当事実の存在が確認されている。 P4氏の問題意識の背景には、突出して高い組織率の中で、「組合を辞めたいけど辞められない」という告発があった反面、そうではなくて加入する特別な理由があるのだろうかという思いがあった。積極的なメリットがあれば負のレッテルをなくそうと思った。

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

番号	アンケートの内容	権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)			
		思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害				
	あなたは、組合にどのような力があると思いますか(複数回答可。組合加入の有無を問わず全員お答えください。なお、回答するか否かは自由です)。 □1. 職員の労働条件を改善してくれる。 □2. 組合の幹部推薦があれば、市の職員として採用されやすい。 □3. 市の政策決定に対して影響力を持っている。 □4. 職員の人事(昇進・異動など)に対して影響力を持っている。 □5. 市の政策に関する情報が豊富である。 □6. 職員の人事に関する情報が豊富である。 □7. 地域の有力者(町会長など)との繋がりが深い。 □8. その他 →[具体的に:]	原告	・労働組合にどのような力があるかについて職員の考え方を回答させることは、世界観や人格的核心の告白強要であり、沈黙の自由(憲法19条)に反する。 ・任意回答とされても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。	政治活動の自由の侵害	・列挙事項は、労働組合に対するマイナスイメージを喧伝する。特に、本件アンケートの目的として、冒頭に「違法ないし不適切と思われる政治活動、組合活動などについて、次々に問題が露呈し」「臆を切り出したい」と記載されていることから、列挙事項は違法な活動の例示であると思込まれる。 ・労働組合に対する純粋な活動目的を疑わせて組合活動を阻害し、一般組合員と幹部との間の信頼関係に亀裂を入れる。組合結成、加入、加入呼び掛け、活動を萎縮させる。 ・任意回答とされても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。	プライバシーの侵害	・組合の持つ力を感じてどのように組合に関わっていくかは、個人の人格的核心と深く結びつき、個人が自律的に形成する領域に属するセンシティブ情報を収集保有しようとするものであり、プライバシー権を侵害する。 ・任意回答とされても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。	人格権の侵害	・組合の力に対する回答者の考え方そのもの、組合に対する恐れや反感等を推知でき、その他回答を精査することで、職員がこれまで形成してきた人間関係に関する詳細な情報を集約し、その者の人物像を把握することが可能となり、特定の人物について将来の人間関係形成に干渉する手段を与えることになる。 ・任意回答とされても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。	・不当な人事介入や組合を辞められないという内部告発の裏付けを目的とするならば、内部告発者を特定して確認すれば足りる。全職員への調査の必要はない。 ・「認識」を問うのみでは、虚偽や無責任な主観を排除できず、事実の調査となっていないので、必要性がない。
18		被告	任意回答である以上、思想良心の自由を侵害するものではない。		任意回答である以上、労働基本権を侵害するものではない。 P4としては、P3市長の政策とは関係なく、大阪市政の正常化に向けた調査の一環としてかかる質問を行ったものであり、組合活動への参加等を躊躇させる意図など一切ない。 労働組合にとってよいことを含めて尋ねているし、設問7などは先述した「市民協働」に関する情報から発想がでてきている。レッテルを貼るつもりは毛頭なかったし、実際に組合が委縮するような内容は含まれていない。		任意回答である以上、プライバシー権を侵害するものではない。 Q17のみならず、労働組合の具体的な力の中身そのものではなく、職員の主観(意識)を尋ねたのは、他の設問と同様、次の調査の手がかりにするためであり、何らかの権利侵害を意図したものではない。 個別の選択肢については、平成18年に実施されたアンケートや大阪市役所目安箱への投書を含む事前の内部告発の内容を参考にしつつ、Q17と同様に、一般的に組合の影響力として考えうるものを列挙した。	本問は直接人格権を侵害するものではない。	本問の対象は「組合の力」である。その必要性について、本件アンケートに先立ち、①平成18年に実施されたアンケートや大阪市役所目安箱への投書を含む事前の内部告発により、政治家や組合等による不当な人事介入(市議や組合の口利きによる採用が行われていること等)の存在が判明していたこと、②P24改革の時代から区役所と地域団体との不透明な関係が問題として残存していたことなどから、不当な人事介入若しくは区役所と地域団体との不透明な関係の有無又はこれらに関する調査の端緒となる事象の有無を確認する必要があった。 なお、上記①及び②のいずれに関しても、第三者調査チームによる中間報告及び最終報告において、多数の該当事実の存在が確認されている。 本件調査は、そもそも個別の事象の有無ではなく、被告における業務の実態を明らかにし、その実態を作り出している原因あるいは遠因に遡って、市政の健全化等を図ることを目的としていたうえ、被告の幹部職員の中には労働組合と協力し、労使癒着の原因となっている者の存在が疑われたことから、人事担当者に対して実態を確認することは現実的ではなかった。 特に、P24改革の時代からの区役所と地域団体との不透明な関係に関しては、市民協働の名目の下、市の幹部が選挙活動を行っているといった内部告発が多数あった。すなわち、市の幹部が「市民協働」というツールを使って不正をしているとの告発、具体的にはお祭り等のレクや災害防止イベント等、市民とのコミュニケーションをとるときに労働組合による「市民協働」という名を借りた選挙活動が365日なされている、それを市の幹部がアレンジしているのではないかと、という情報があったのである。	

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

番号	アンケートの内容	権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)
		思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害	
19	<p>あなたは、組合に加入しない(脱退する)ことによる不利益は、どのようなものがあると思いますか(複数回答可。組合加入の有無を問わず全員お答え下さい。なお、回答するか否かは自由です。)</p> <p><input type="checkbox"/>1. 職場の人間関係に悪影響がある</p> <p><input type="checkbox"/>2. 昇進の道が狭まる恐れがある。</p> <p>→【具体的に: 】</p> <p><input type="checkbox"/>3. 不本意な場所に異動となるおそれがある。</p> <p><input type="checkbox"/>4. 職務の遂行に必要な情報が入りにくくなる。</p> <p><input type="checkbox"/>5. 地域の有力者(町会長など)から睨まれて暮らしにくくなる恐れがある。</p> <p><input type="checkbox"/>6. その他</p> <p>→【具体的に: 】</p>	原告	<p>・労働組合の存在意義、活動内容についてどのような考え方をしているのか、実際にどのような労働組合活動に参加しているのかを回答させるものであるところ、これらは各自がその経験や学習を通じて形成してきたものの見方、世界観、社会への関わり方、働き方に関わるものであり、個人の人格的な核心に関わるものである。</p> <p>・本質問は、調査項目が職員の内心の在り様を知ることに向けられており、かつ、原告らの世界観、人格的核心について告白を迫るものであるから、沈黙の自由を侵害する。</p> <p>・本質問(加入しない(脱退する)ことによる不利益)、Q16(組合への加入の有無)、Q17(労働組合に加入することによるメリット)、Q18(組合の力)、Q20(組合への待遇等の改善についての相談の有無等)を総合し、さらにQ6(労働組合加入の有無)の回答を踏まえることにより、回答者が労働者の労働条件改善のためには労働組合活動に参加すべきであるという信条を持っているか否かを推知できるのであり、思想・良心の自由の一内容である沈黙の自由を侵害する。</p> <p>・仮に沈黙の自由の侵害に該当しないとしても、消極的表現の自由(21条)を侵害する。</p> <p>・任意回答で良いとされているが、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。</p>	<p>・脱退に不利益があるかのように描き、組合活動に対する意欲を減退させるものであり、使用者が組合結成・運営に干渉する不当労働行為以外の何物でもない</p> <p>・任意回答で良いとされているが、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。</p>	<p>・労働組合活動の存在意義やあり方、活動内容についてどのような考え方をしているか、また、労働組合にどう関わるかは個人の世界観、働き方と切り離せないものであり、当該個人の人格的核心と深く結びつくところ、本質問は個人の人格的核心に関わるセンシティブ情報を収集保有しようとするものであり、プライバシー権を侵害する</p> <p>・任意回答で良いとされているが、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。</p>	<p>Q6～9で挙げられた第三者の周辺人物(同期入庁者、過去、現在の配属部署が同じだった者、懇意にしている者等)の本質問を含む回答を精査することにより、回答者が第三者の氏名を挙げた理由のおおよそを推測したり、第三者の活動に共感しているか否か等を推測でき、それにより、第三者の動向や周辺人物との関係を市当局が把握することができる。</p> <p>同様に、回答者の氏名を挙げた別の回答者の本質問を含む回答を精査することにより、回答者の動向や周辺人物との関係を市当局が把握することができる。</p> <p>このようにして、大阪市の全職員について、過去から現在に至って形成してきた人間関係に関する詳細な情報を集約することで、市当局がその者の人物像を把握することができる。</p> <p>また、本調査では、誰が自己の氏名を回答したのかは分からないから、素直なコミュニケーションをすることが困難になり、自由な人間関係を形成することが困難になる。</p>	<p>(1)必要性がないこと</p> <p>①政治家や労働組合に寄る不当な人事介入、②組合を辞めたいが辞められないという内部告発が信用できるかどうかについては、内部告発者等を特定して、その者に確認すれば足りる</p> <p>内部ご回答者に「事実」を問うのではなく、「認識」を確認するのみでは、被告が排除したい虚偽や無責任な主観が入ることになり、調査目的をに対する必要性がない。</p> <p>(2)個別の選択肢について</p> <p>個別の選択肢は負のレッテル張りではない。</p> <p>(3)相当性がないこと</p> <p>本件アンケートを全体としてみれば任意性はない。</p> <p>同目的を達成するためのアンケート以外の方法についての検討が不十分である。組合自身に対して徹底した内部調査を改めて依頼した事実もない。</p>
		被告	<p>任意回答である以上、思想良心の自由を侵害するものではない。</p>	<p>任意回答である以上、労働基本権を侵害するものではない。</p> <p>P4としては、P3市長の政策とは関係なく、大阪市政の正常化に向けた調査の一環としてかかる質問を行ったものであり、組合活動への参加等を躊躇させる意図など一切ない。</p>	<p>任意回答である以上、プライバシー権を侵害するものではない。</p>	<p>本問は直接人格権を侵害するものではない。</p>	<p>本問の対象は「組合のデメリット」である。</p> <p>その必要性については、本件アンケートに先立ち、①平成18年に実施されたアンケートや大阪市役所目安箱への投書を含む事前の内部告発により、政治家や組合等による不当な人事介入(市議や組合のロッキによる採用が行われていること等)の存在が判明していたこと、②事前の内部告発により組合を辞めたいが辞められないといった意見があったことなどから、組合加入のデメリットに関する認識の有無を通じて上記意見の信用性を確認する必要があった。</p> <p>なお、上記①に関しては、第三者調査チームによる中間報告及び最終報告において、多数の該当事実の存在が確認されている。</p> <p>本件調査は、そもそも個別の事実の有無ではなく、被告における業務の実態を明らかにし、その実態を作り出している原因あるいは遠因に遡って、市政の健全化等を図ることを目的としていたうえ、被告の幹部職員の中には労働組合と協力し、労使癒着の原因となっている者の存在が疑われたことから、人事担当者に対して実態を確認することは現実的ではなかった。</p> <p>この質問は、Q17及びQ18と表裏一体のような関係となっているが、このように同種の事実を表と裏から確認したのは、表から聞いた方が回答しやすい者と裏から聞いた方が回答しやすい者がいる(いずれにせよ、直截に不当な人事介入等について確認したのでは、十分な回答が得られない)と考えたためであった。</p>

主張整理表
(但し、個別の項目に関する主張に限る)

番号	アンケートの内容		権利侵害の内容					必要性・相当性 (被告の主張に対する反論)
			思想良心の自由の侵害(消極的表現の自由)	政治活動の自由の侵害	労働基本権の侵害	プライバシーの侵害	人格権の侵害	
20	あなたは、これまでに組合に待遇等の改善について具体的に相談したことがありますか(現在組合に加入していない方も過去の経験でお答え下さい)。ある場合、その場所、時間帯はどうでしたか(なお、回答するか否かは自由です)。 □1. ある。 →【相談した場所(例:執務室): 】 →【相談した時間帯(例:昼休み): 】 □2. ない。	原告	Q19に同じ。		・本質問は労働組合活動の状況について聞くものであり、その活動実態、すなわち活動場所・時間帯等を把握しようとするものである。組合活動に対する支配介入行為であり、労働者の組合活動の自由を侵害するものである ・任意回答で良いとされていても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。	・労働組合の活動内容や、それに対する原告の考え方という個人の人格的核心に関わるセンシティブ情報を収集保有しようとするものであり、プライバシー権を侵害する。 ・任意回答で良いとされていても、本件アンケート全体が、P3市長の直筆署名入りで、業務命令として、「真実」の「正確な回答」でなければ「処分の対象となりえ」とされ、P3市長のそれまでの言動で市職員を懲戒処分の脅しで縛りつけていたので、任意性は認められない。	Q19に同じ。	(1)必要性がないこと ヤミ便宜供与(勤務時間内の相談室提供)については、「提供」した市当局の担当者を精査すべきであり、全職員に対するアンケートの必要性はない。 「現場の管理者等に対して確認するだけで実態を解明することは現実的でなかった」との検討内容の説明は単なる予測であり、本件設問の必要性の検討が不十分であった後付けの理由に過ぎない。 網羅的な質問が許されるか検討した形跡がない。 (2)相当性がないこと 本件アンケートは全体として任意性がない。
		被告	任意回答である以上、思想良心の自由を侵害するものではない。		任意回答である以上、労働基本権を侵害するものではない。 P4としては、P3市長の政策とは関係なく、大阪市政の正常化に向けた調査の一環としてかかる質問を行ったものであり、組合活動への参加等を躊躇させる意図など一切ない。	任意回答である以上、プライバシー権を侵害するものではない。	本問は直接人格権を侵害するものではない。	本問の対象は「組合への待遇等の改善の相談の有無」である。その必要性については、本件アンケートに先立ち、平成18年に実施されたアンケートや大阪市役所目安箱への投書を含む事前の内部告発によりヤミ便宜供与や勤務時間内の違法ないし不適切な行為の存在が判明していたことなどから、ヤミ便宜供与(組合に対し、特段の理由なく相談用の部屋が提供されており、勤務時間内に当該部屋において何らかの相談が行われていること)や勤務時間内の違法ないし不適切な行為の有無又はこれらに関する調査の端緒となる事象の有無を確認する必要があった。 なお、上記に関しては、第三者調査チームによる中間報告及び最終報告において、多数の該当事実の存在が確認されている。 原告らは、これらの行為の存在を確認する必要があるれば、現場の管理者等に確認すれば足りる旨を主張するが、本件調査は、そもそも個別の事象の有無ではなく、被告における業務の実態を明らかにし、その実態を作り出している原因あるいは遠因に遡って、市政の健全化等を図ることを目的としていたうえ、被告の幹部職員の中には労働組合と協力し、労使癒着の原因となっている者の存在が疑われたことから、現場の管理者等に対して実態を確認することは現実的ではなかった。 「待遇等の改善」というアプローチをしたのは、他の設問で把握できない問題行為を把握する趣旨だが、これ以上質問を具体的に絞るほどには情報がなかった。 また、相談した時間帯や場所を尋ねたのは、まさに問題行為を把握するためだが、相談内容については内部告発によっても実際に何をやっているかはよく分からなかったことによる。
21	あなたは、自分の納めた組合費がどのように使われているか、ご存じですか。(現在組合に加入していない方も過去の経験でお答え下さい。) □1. 十分な説明を受けている。 □2. よく知らないが、組合活動に適切に使われているものと思っている。 □3. よく知らないため、組合活動に適切に使われているかどうか、疑問がある。 □4. よく知らないが、組合費の使い方に関心はない。	原告	・労働組合の存在意義、活動内容についてどのような考え方をしているのか、実際にどのような労働組合活動に参加しているのかを回答させるものであるところ、これらは各自がその経験や学習を通じて形成してきたものの見方、世界観、社会への関わり方、働き方に関わるものであり、個人の人格的な核心に関わるものである。 ・本質問は、調査項目が職員の内心の在り様を知ることに向けられており、かつ、原告らの世界観、人格的核心について告白を迫るものであるから、沈黙の自由を侵害する。 ・仮に沈黙の自由の侵害に該当しないとして	・市当局が直接的に組合の内部事項に踏み込み、一般組合員と幹部との間の信頼関係に亀裂を入れて、「メリットがなく組合費の不適切使用があるなら脱退する」という方向へ誘導するものであり、使用者が組合結成・運営に関する不当労働行為以外の何ものでもない。	労働組合の活動内容や、それに対する原告の考え方という個人の人格的核心に関わるセンシティブ情報を収集保有しようとするものであり、プライバシー権を侵害する。	Q19に同じ。	(1)必要性がないこと 組合自治の問題であり、使用者が介入できる余地は全くない。万が一、組合費の横領の疑いがあったとしても、組合内部の事項に介入する正当化根拠にはなり得ない (2)相当性がないこと 質問内容の相当性自体主張されていない。	
		被告	本問は直接思想良心の自由を侵害するものではない。	選択肢を見れば明らかとなり、本問は組合費の用途に関する説明が十分になされているか否かを確認するものであり、組合費の用途を問題にして組合幹部への不信を煽るものという評価は誤りであるから、労働基本権を侵害するものではない。 P4特別顧問としては、P3市長の政策とは関係なく、大阪市政の正常化に向けた調査の一環としてかかる質問を行ったものであり、組合活動への萎縮効果を与える意図など一切ない。 この点、組合に対する不当な介入であるかのように言われるが、P4氏のような第三者からみれば、組合費は公務員の給与から支出されている以上、もともと市民の支払った税金であって、健全な運用が期待される。もちろん、労働組合自体の内部的な運用に口を差し挟むつもりはないが、その資金が、市役所職員の業務に関連した違法ないし不適切な行為に使われている可能性がある以上、その内容を確認することについては、一定程度の説明責任や受忍義務があるように感じる。	組合費の用途に関する説明の有無や当該説明に対する評価等を質問したものであり、プライバシー権を侵害するものではない。	本問は直接人格権を侵害するものではない。	本問の対象は「組合費の用途」である。その必要性については本件アンケートに先立ち、大阪市役所目安箱への投書を含む事前の内部告発により組合費の横領の疑いや組合幹部になると家が建つという噂があったことなどから、横領等の不正行為の有無又はこれらに関する調査の端緒となる事象の有無を確認する必要があった。 組合費の用途は、本来的には組合の自治事項なので、本来具体的な内容を尋ねることには違和感があるかもしれない。ただし、内部告発においては、用途が不透明であることに不満を抱いている組合員もいることが疑われていたところであり、仮に横領等の不正行為があるにもかかわらず、組合においてこれを放置し、自浄作用が機能していないとすれば、そのこと自体が組合幹部と一般組合員との不平等など組合における内部構造の不適切性を推知させる事情となりうることから、確認したものである。 この設問でも、特定の部署の者が疑問に思っていることが多くあれば、調査の端緒とできると考えていた。	

